

(平成26年7月17日付け文部科学省通知より抜粋)

● 総合教育会議及び教育大綱について

1 総合教育会議について

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

(1) 会議の設置、構成員等

- ・市長が総合教育会議を設置
- ・市長及び教育委員会で構成
- ・市長が招集し、会議は原則として公開

(2) 協議・調整事項

- ・大綱の策定
- ・教育条件整備に関する施策など、重点的に講ずべき施策
- ・児童、生徒等の生命や身体に関する緊急の場合に講ずべき措置

《教育条件整備に関する施策など、重点的に講ずべき施策の例》

- 学校等の施設の整備、教職員の定数等
- 幼児教育・保育の在り方やその連携
- 青少年健全育成と生徒指導の連携
- 居所不明の児童生徒への対応
- 福祉部局と連携した総合的な放課後対策
- 子育て支援

《児童、生徒等の生命や身体に関する緊急の場合に講ずべき措置の例》

- いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場

2 教育大綱について

市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。

(1) 大綱の定義

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を策定
- ・大綱が対象とする期間については、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定

(2) 大綱の記載事項

- ・学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進
- ・総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。